

虐 待 防 止

訪問看護ステーションこころ

高齢者虐待防止法による定義

高齢者虐待防止法では「高齢者」を65才以上のものと定義している。

ただし、65歳未満の者であって要介護施設に入所し、その他要介護施設を利用し又はその他要介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者については、「高齢者」とみなして要介護施設従事者等による虐待に関する規定が適用される。又高齢者虐待を①養護者による高齢者虐待、及び要介護施設従事者等による高齢者虐待に分けて次のように定義している。

定義

1・身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じるおそれがある暴行を加えること

2・心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を与えること

3・介護、世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の高齢者を養護すべき職務上の業務を著しく怠る事

4・性的虐待

高齢者に性的虐待をすること、又は高齢者にわいせつな行為をさせること

5・経済的虐待

高齢者の財産を不當に処分する事、その他当該高齢者から不當に財産上の利益を得ること。

高齢者虐待を早期に発見することは極めて重要である。そのためには、高齢者の家庭に入る機会が多い保険・医療・福祉の関係機関は、それぞれの立場で虐待を受けている高齢者のサインを敏感に察知し、高齢者虐待の存在に気づいていく事が求められている。これらのうち複数の項目に当てはまると高齢者虐待の疑いが濃くなる。

高齢者虐待の防止に向けた基本的な視点

- ① 発生予防から虐待を受けた高齢者の生活の安定までの継続的な支援
- ② 高齢者自身の意見尊重
- ③ 虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ
- ④ 虐待の早期発見・早期対応
- ⑤ 高齢者本んとともに養護者を支援する
- ⑥ 関係機関の連携・協力によるチーム対応

留意事項

- ① 虐待に対応する「自覚」は問わない
- ② 高齢者の安全確保を優先する
- ③ 常に迅速な対応を意識する
- ④ 感らず組織的に対応する
- ⑤ 関係機関と連携して援助する
- ⑥ 適切に権限行使する
- ⑦ 記録を残す

基本的ケア

① 起きる②食べる③排泄する④清潔する⑤活動する（アクティビティ）

という五つの基本的事項についてその人に合ったケアを徹底する。

「高齢者虐待の発見方策」

（1） 高齢者虐待が発見されにくい理由

- ・社会からの孤立

- ・高齢者虐待の隠ぺい

（2） 高齢者虐待を発見するために、高齢者のサインに気づく

① 共通して見られるサイン

- ・通常の行動が不自然に変化する

- ・少しのことで怯えたり、恐ろしがったりする

- ・人目を避け多くの時間を一人で過ごす
- ・医師や保健、福祉の関係者に話す事や援助を受ける事をためらう
- ・医師や保健、福祉の関係者に対する話の内容がしばしば変化する
- ・睡眠障害がある
- ・不自然な体重の増減がある
- ・物事や周囲の事に対して極度に無関心である
- ・強い無力感、あきらめ、投げやりな態度が見られる

② 身体的虐待を受けている高齢者の身体的行動にみられるサイン

- ・あざや傷の有無
- ・あざや傷の説明（説明に関するつじつまが合わない、求めても説明しない）
- ・行為の自由度
- ・態度や表情
- ・話の内容
- ・支援のためらい

③ 養護者による世話の放棄サイン

- ・住環境の適切さ
- ・衣服、寝具の清潔
- ・身体の清潔さ
- ・適切な食事
- ・適切な医療
- ・適切な、介護サービス

④ 性的虐待を受けている高齢者の身体的、行動的に見られるサイン

- ・出血や傷の有無
- ・態度や表情
- ・支援のためらい

⑤ 心理的虐待を受けている高齢者の身体面、行動面にみられるサイン

・体重の増減　　・態度や表情　　・話の内容　　・適切な睡眠

⑥ 経済的虐待を受けている高齢者の身体面、行動面に見られるサイン

・訴え　　・生活状況　　・支援のためらい

⑦ 養護者、家族に見られるサイン

・高齢者に対する態度　　・高齢者への話しの内容

・関係者に対する態度　　・養護者自身の態度

(3) 職員としての責務

① 虐待を発見しても職員同士、かばいあうことが想定されるが虐待と思われる行為や不適切なケアを受けている利用者を発見した場合、職員間の注意喚起が必要、一人で悩まず、見て見ぬ振りをせず管理者に報告する。本人や家族からの虐待の訴えを受けた場合も同様

② 職員本人が虐待と思われる行為や不適切なケアを行った場合も利用者の権利ほう護の観点から隠したりせず早期に管理者に報告する。

③ 通報義務、公益通報

④ 守秘義務

虐待発見時の通報義務

訪問看護ステーションの従事者の責務として「高齢者福祉の仕事に従事す

る人は、高齢者虐待を発見しやすい立場にある事を自覚し、その早期発見に努めること」が示されている。虐待を発見した場合、生命、身体への重大な危険が生じているか否かに関わらず速やかに市町村に通報
高齢者虐待は、様々な要因が複雑に絡み合って発生する事や高齢者本人の生命や、身体に危険が及ぶことがあることから、早い時期に第三者が介入するなどして虐待を止めることが大切である。

- * 研修は年1回
- * 職員採用時には必ず虐待防止の為の研修を実施する

令和5年12月1日 作成